

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年岩手県条例第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岩手県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の事業の再生の促進に資することを目的とする。</p> <p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、岩手県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合における県の回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、もって中小企業者等の事業の再生の促進<u>及び新たな事業の創出その他の地域経済の活性化</u>に資することを目的とする。</p> <p>(回収納付金を受け取る権利の放棄等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生<u>又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化</u>に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄し、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項の規定に基づき調停条項が定められたものを除く。）又は同法第20条の特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画</u></p>

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 私的整理に関するガイドラインとして知事が認めるものに基づき策定された再建に関する計画

(9) [略]

(3) [略]

(4) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項の規定により特定支援決定を行った中小企業者等に係る債務の弁済に関する計画

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 私的整理に関するガイドラインとして知事が認めるものに基づき策定された事業の再生又は債務の弁済に関する計画

(11) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。